

「函館開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業」の入札説明書等の訂正表(第1回)

令和8年9月17日に公告した「函館開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業」の入札説明書(添付資料含む)に関し、以下のとおり訂正する。

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
1	添付2 要求水準書	5	37	第1 総則 11. CALS/EC 函館開発建設部及び事業者間の情報共有 (2)システムの使用義務など 4)	4) 実施の環境が整い次第、「着手時協議チェックシート」、「CADデータ事前協議チェックシート」(函館開発建設部よりフォーマットを入手のこと)により、速やかに函館開発建設部と協議すること。また、業務計画書及び工事施工計画書へ記載すること。	4) 実施の環境が整い次第、「着手時協議チェックシート」、「CADデータ事前協議チェックシート」(函館開発建設部よりフォーマットを入手のこと)により、速やかに函館開発建設部と協議すること。また、業務計画書及び 施工計画書 へ記載すること。
2	添付2 要求水準書	23	28	第2 設計業務 1. 総則 (2)一般事項 2)安全等の確保 ③	③業務履行期間中に交通誘導警備員を配置する場合は、以下に記載する交通誘導警備員の配置条件を函館開発建設部と協議するものとする。	③業務履行期間中に交通誘導警備員を配置する場合は、以下に記載する交通誘導警備員の配置条件を函館開発建設部と協議するものとし、 必要に応じて設計変更するものとする。
3	添付2 要求水準書	32	15	第3 施設更新業務 1. 総則 (4)概略計算等 4)	4) 工事期間中は、準備作業(調査・測量作業等)を含めて有能な交通誘導警備員を配置し、現場内における安全確保につとめなければならない。なお、必要となる交通誘導警備員の人数については、作業形態に応じた配置計画等とともに、あらかじめ函館開発建設部と協議すること。	4) 工事期間中は、準備作業(調査・測量作業等)を含めて有能な交通誘導警備員を配置し、現場内における安全確保につとめなければならない。なお、必要となる交通誘導警備員の人数については、作業形態に応じた配置計画等とともに、あらかじめ函館開発建設部と協議する ものとし、必要に応じて設計変更するものとする。
4	添付2 要求水準書	33	37	第3 施設更新業務 1. 総則 (9)交通誘導警備員の配置	工事期間中は、準備作業(調査・測量作業等)を含めて有能な交通誘導警備員を配置し、現場内における安全確保に努めなければならない。なお、必要となる交通誘導警備員の人数については、作業形態に応じた配置計画等とともに、あらかじめ函館開発建設部と協議すること。	工事期間中は、準備作業(調査・測量作業等)を含めて有能な交通誘導警備員を配置し、現場内における安全確保に努めなければならない。なお、必要となる交通誘導警備員の人数については、作業形態に応じた配置計画等とともに、あらかじめ函館開発建設部と協議する ものとし、必要に応じて設計変更するものとする。
5	添付2 要求水準書	45	17	第5 施設維持修繕業務 1. 総則 (2)一般事項 2)	2) 事業者は、本仕様書の準備期間に明示がある場合は、準備期間内に着手すること。明示が無い場合は、契約から30日以内に着手するものとする。なお、期間内に着手不可能な場合は、施工計画書に明確な理由及び着手時期を記載すること。	2) 事業者は、本仕様書の準備期間に明示がある場合は、準備期間内に着手すること。明示が無い場合は、契約から30日以内に着手するものとする。なお、期間内に着手不可能な場合は、 施設維持修繕業務 計画書に明確な理由及び着手時期を記載すること。

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
6	添付2 要求水準書	46	1	第5 施設維持修繕業務 1. 総則 (2)一般事項 8)	8) 施工計画書 事業者は、電気通信工事仕様書「第1編1-1-1-24 工事完成検査2. 工事完成検査の要件(3)」に記載されている、工事記録写真、工事関係図及び工事報告書等について提出書類及びその概要を施工計画書に記載すること。	8) 施設維持修繕業務計画書 事業者は、電気通信工事仕様書「第1編1-1-1-6 施工計画書」に記載されている内容に準じて施設維持修繕業務計画書を作成すること。なお、電気通信工事仕様書「第1編1-1-1-24 工事完成検査 2. 工事完成検査の要件(3)」に記載されている、工事記録写真、工事関係図及び工事報告書等について提出書類及びその概要も記載すること。
7	添付2 要求水準書	47	1	第5 施設維持修繕業務 1. 総則 (3)各種資料作成等 3)	3) 工事期間中は、準備作業(調査・測量作業等)を含めて有能な交通誘導警備員を配置し、現場内における安全確保につとめなければならない。なお、必要となる交通誘導警備員の人数については、作業形態に応じた配置計画等とともに、あらかじめ函館開発建設部と協議すること。	3) 工事期間中は、準備作業(調査・測量作業等)を含めて有能な交通誘導警備員を配置し、現場内における安全確保につとめなければならない。なお、必要となる交通誘導警備員の人数については、作業形態に応じた配置計画等とともに、あらかじめ函館開発建設部と協議するものとし、必要に応じて設計変更するものとする。
8	添付2 要求水準書	48	3	第5 施設維持修繕業務 1. 総則 (3)各種資料作成等 4)	4) 通学路に係る工事(通学路における作業のほか、運搬経路としての使用など)においては、通学児童への安全を十分に配慮するとともに、安全対策等について施工計画書に明記するものとする。	4) 通学路に係る工事(通学路における作業のほか、運搬経路としての使用など)においては、通学児童への安全を十分に配慮するとともに、安全対策等について施設維持修繕業務計画書に明記するものとする。
9	添付2 要求水準書	48	16	第5 施設維持修繕業務 2. 巡回業務 (2)現地作業	巡回業務の結果や通報により判明した不具合で、交通に支障となっている器材等の撤去や現地での灯具の清掃などにより当該不具合が解消する補修を伴わない現地作業とし、数時間程度の作業で完了するものをいい、事業者は適宜実施するものとする。なお、照明施設の清掃については、ランプ類の取替時に器具内面及び外面清掃も併せて必ず実施すること。	巡回業務の結果や通報により判明した不具合で、不具合の原因調査及び器材の調達を要しない現地作業とし、数時間程度の作業で完了するものをいい、事業者は適宜実施するものとする。
10	添付2 要求水準書	48	22	第5 施設維持修繕業務 2. 巡回業務 (2)現地作業 2)	2) 函館開発建設部が現地作業の実施を指示するときは、その施工する種別は工事数量総括表上の種別とする。また、事業者は、函館開発建設部が指示する期間内に現地作業を完了させるものとする。	2) 函館開発建設部が現地作業の実施を指示するときは、事業者は、函館開発建設部が指示する期間内に現地作業を完了させるものとする。
11	添付2 要求水準書	48	25	第5 施設維持修繕業務 2. 巡回業務 (2)現地作業 3)	3) 現地作業の実施に先立ち、要領について、函館開発建設部と事業者との間で十分協議を行うこと。 ① 管内を巡回したときの証拠写真 ② 現地作業中(工種ごと1枚)の写真 ③ 不良取替部品(1灯ごとにまとめて撮影)の写真 ④ 現場発生品調書	3) 現地作業の実施に先立ち、要領について、函館開発建設部と事業者との間で十分協議を行うこと。 ① 管内を巡回したときの証拠写真 ② 現地作業中(工種ごと1枚)の写真

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
12	添付2 要求水準書	48	31	第5 施設維持修繕業務 2. 巡回業務 (2)現地作業 4)	4) 作業着手前に提出する作業計画書には、次の内容を記載すること。 ① 労務(電工氏名、資格等) ② 使用機械 ③ 不良取替部品(メーカー名、型式等) ④ 保安体制 ⑤ 緊急体制 ⑥ 作業計画 ⑦ その他必要な事項	(3)作業計画書 (2)の作業着手前に作業計画書を作成し、提出すること。 作業計画書には、次の内容を記載すること。 ① 労務(電工氏名、資格等) ② 使用機械 ③ 保安体制 ④ 緊急体制 ⑤ 作業計画 ⑥ その他必要な事項
13	添付2 要求水準書	49	2	第5 施設維持修繕業務 2. 巡回業務 (2)現地作業 5) 6)	5)巡回の報告、巡回により必要となった現地作業等の指示や報告は、「工事打合簿」にて行うこと。 6)材料の名柄は、作業計画書作成時に函館開発建設部と事業者で協議し決定すること。材料(電気材料)の試験成績書は、同一製造同一製品当たり1部とする。	4)巡回の報告、巡回により必要となった現地作業等の指示や報告は、「工事打合簿」にて行うこと。
14	添付2 要求水準書	49		第5 施設維持修繕業務 3. 道路照明施設維持修繕業務	(記載なし)	(2)作業計画書 作業着手前に作業計画書を作成し、提出すること。作業計画書には、次の内容を記載すること。 ① 労務(電工氏名、資格等) ② 使用機械 ③ 不良取替部品(メーカー名、型式等) ④ 保安体制 ⑤ 緊急体制 ⑥ 作業計画 ⑦ その他必要な事項
15	添付2 要求水準書	49	15	第5 施設維持修繕業務 3. 道路照明施設維持修繕業務 (2)道路照明設備設置工 1)	~~(2)~~ 道路照明設備設置工 1) 照明灯設置の際には照明ポール建柱後、照明器具を堅固に取り付けるものとする。なお、道路・トンネル照明器材仕様書・同解説及び電気通信工事仕様書等に基づき落下防止対策を施すものとする。	(3)道路照明設備設置工 1) 照明灯設置の際には照明ポール建柱後、照明器具を堅固に取り付けるものとする。また、器具内面及び外面清掃も併せて必ず実施すること。なお、道路・トンネル照明器材仕様書・同解説及び電気通信工事仕様書等に基づき落下防止対策を施すものとする。
16	添付2 要求水準書	50,51		第5 施設維持修繕業務 3. 道路照明施設維持修繕業務 (3)トンネル照明設備設置工 (4)業務の履行の検査等	~~(3)~~ トンネル照明設備設置工 (4)業務の履行の検査等 施設維持修繕業務の検査 函館開発建設部は、各支払期の業務完了時に会計法第29条の11第2項に定められる検査(完了検査)を行う。	(4)トンネル照明設備設置工 (5)業務の履行の検査等 函館開発建設部は、各支払期の業務完了時に会計法第29条の11第2項に定められる検査(完了検査)を行う。
17	添付2 要求水準書	51		第5 施設維持修繕業務 3. 道路照明施設維持修繕業務	(記載なし)	(6)その他 費用は当初計上していないため、函館開発建設部と協議の上、設計変更の対象とします。

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後																		
18	添付2 要求水準書	52	33	4. 道路照明台帳更新・管理業務 (1)道路管理データベースに係る 道路施設基本データの作成につ いて 4)その他	その他、不明な点については函館開発建設部と協議すること。	費用は当初計上していないため、函館開発建設部と協議の上、設計変更の対象とします。 その他、不明な点については函館開発建設部と協議すること。																		
19	添付3 様式集及び記載 要領 (Word)	2	20、22	1. 様式一覧 (7) 第二次審査資料 ⑤提案書	(様式28－7) 事業費内訳書【Excel様式】 (様式28－5) 事業費の支払計画【Excel様式】	(様式28－7) 事業費内訳書【Excel様式】(令和8年10月15日訂正) (様式28－5) 事業費の支払計画【Excel様式】(令和8年10月15日訂正)																		
20	添付3 様式集及び記載 要領 (Word)	55		(様式28－5)	(様式28－5) 様式28－5の画像	(様式28－5) 令和8年10月15日訂正 様式28－5の画像を訂正																		
21	添付3 様式集及び記載 要領 (Word)	57		(様式28－7)	(様式28－7) 様式28－7の画像	(様式28－7) 令和8年10月15日訂正 様式28－7の画像を訂正																		
22	添付3 様式集及び記載 要領 (Excel)	様式28-5		施設維持修繕業務に係る対価の内訳	IX. 施設維持修繕費 ※道路照明施設維持修繕費は含めないこと	IX. 施設維持修繕費 ※道路照明施設維持修繕費及び道路照明台帳更新・管理費は含めないこと																		
23	添付3 様式集及び記載 要領 (Excel)	様式28-7		施設維持修繕業務費	施設維持修繕業務費(※道路照明施設維持修繕費は含めないこと)	施設維持修繕業務費(※道路照明施設維持修繕費及び道路照明台帳更新・管理費は含めないこと)																		
24	添付5 業績等の監視及び改善要求措置 要領	5	表3	第4 施設維持修繕業務に関する 業績等の監視及び改善要求措置等 (2) 確認方法 ①書類による確認 表3	計画書 —業務計画書 —施工計画書 表3 提出する書類及び時期（施設維持修繕業務） <table><tr><th>No.</th><th colspan="2">提出書類</th><th>提出時期</th></tr><tr><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">計画書</td><td>業務計画書</td><td>本契約締結後 14 日以内、かつ業務開始予定日の前日まで</td></tr><tr><td>施工計画書</td><td>本契約締結後 14 日以内、かつ業務開始予定日の前日まで</td></tr></table>	No.	提出書類		提出時期	1	計画書	業務計画書	本契約締結後 14 日以内、かつ業務開始予定日の前日まで	施工計画書	本契約締結後 14 日以内、かつ業務開始予定日の前日まで	施設維持修繕業務計画書 表3 提出する書類及び時期（施設維持修繕業務） <table><tr><th>No.</th><th colspan="2">提出書類</th><th>提出時期</th></tr><tr><td>1</td><td colspan="2">施設維持修繕業務計画書</td><td>本契約締結後 14 日以内、かつ業務開始予定日の前日まで</td></tr></table>	No.	提出書類		提出時期	1	施設維持修繕業務計画書		本契約締結後 14 日以内、かつ業務開始予定日の前日まで
No.	提出書類		提出時期																					
1	計画書	業務計画書	本契約締結後 14 日以内、かつ業務開始予定日の前日まで																					
		施工計画書	本契約締結後 14 日以内、かつ業務開始予定日の前日まで																					
No.	提出書類		提出時期																					
1	施設維持修繕業務計画書		本契約締結後 14 日以内、かつ業務開始予定日の前日まで																					

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後																						
25	添付6 事業費の算定及び支払い方法	3	2、3、10	2. 事業費の内訳表内、注記	<table><tr><td rowspan="2">施設維持修繕業務費</td><td>施設維持修繕費</td><td>巡回費 道路照明台帳更新・管理費 道路照明施設維持修繕費 ※2</td></tr><tr><td>消費税等 ※1</td><td>施設維持修繕費に係る消費税等</td></tr><tr><td rowspan="2">その他費用</td><td>その他の費用</td><td>事業期間中の事業者の運営費 事業期間中の事業者の税引前利益（割賦手数料に計上される部分を除く）</td></tr><tr><td>消費税等 ※1</td><td>その他の費用に係る消費税等</td></tr></table> ※1 表中にある「消費税等」とは、消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。 ※2 道路照明施設維持修繕費は毎年度設計変更に基づき支払うため、入札価格に含めないこと。	施設維持修繕業務費	施設維持修繕費	巡回費 道路照明台帳更新・管理費 道路照明施設維持修繕費 ※2	消費税等 ※1	施設維持修繕費に係る消費税等	その他費用	その他の費用	事業期間中の事業者の運営費 事業期間中の事業者の税引前利益（割賦手数料に計上される部分を除く）	消費税等 ※1	その他の費用に係る消費税等	<table><tr><td rowspan="2">施設維持修繕業務費</td><td>施設維持修繕費</td><td>巡回費 道路照明施設維持修繕費 ※2 道路照明台帳更新・管理費※2</td></tr><tr><td>消費税等 ※1</td><td>施設維持修繕費に係る消費税等</td></tr><tr><td rowspan="2">その他費用</td><td>その他の費用</td><td>事業期間中の事業者の運営費 事業期間中の事業者の税引前利益（割賦手数料に計上される部分を除く）</td></tr><tr><td>消費税等 ※1</td><td>その他の費用に係る消費税等</td></tr></table> ※1 表中にある「消費税等」とは、消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。 ※2 道路照明施設維持修繕費及び道路照明台帳更新・管理費は毎年度設計変更に基づき支払うため、入札価格に含めないこと。	施設維持修繕業務費	施設維持修繕費	巡回費 道路照明施設維持修繕費 ※2 道路照明台帳更新・管理費※2	消費税等 ※1	施設維持修繕費に係る消費税等	その他費用	その他の費用	事業期間中の事業者の運営費 事業期間中の事業者の税引前利益（割賦手数料に計上される部分を除く）	消費税等 ※1	その他の費用に係る消費税等		
施設維持修繕業務費	施設維持修繕費	巡回費 道路照明台帳更新・管理費 道路照明施設維持修繕費 ※2																										
	消費税等 ※1	施設維持修繕費に係る消費税等																										
その他費用	その他の費用	事業期間中の事業者の運営費 事業期間中の事業者の税引前利益（割賦手数料に計上される部分を除く）																										
	消費税等 ※1	その他の費用に係る消費税等																										
施設維持修繕業務費	施設維持修繕費	巡回費 道路照明施設維持修繕費 ※2 道路照明台帳更新・管理費※2																										
	消費税等 ※1	施設維持修繕費に係る消費税等																										
その他費用	その他の費用	事業期間中の事業者の運営費 事業期間中の事業者の税引前利益（割賦手数料に計上される部分を除く）																										
	消費税等 ※1	その他の費用に係る消費税等																										
26	添付6 事業費の算定及び支払い方法	5	37	3. 各費用の支払額の算定及び支払方法 (3) 施設維持修繕業務費 ①巡回費	①巡回費及び道路照明台帳更新・管理費 巡回費及び道路照明台帳更新・管理費は、令和9年4月1日以降事業期間にわたり、年1回、全14回の支払とし、原則として各回同額を支払うものとする。	①巡回費 巡回費は、令和9年4月1日以降事業期間にわたり、年1回、全14回の支払とし、原則として各回同額を支払うものとする。																						
27	添付6 事業費の算定及び支払い方法	6	3	3. 各費用の支払額の算定及び支払方法 (3) 施設維持修繕業務費 ②道路照明施設維持修繕費	②道路照明施設維持修繕費 道路照明施設維持修繕費は、年度毎に当該年度に実施した全施設維持修繕業務の内容を基に設計変更を行い、当該設計変更金額に合わせて原契約との差額を精算して、各支払期に支払う。	②道路照明施設維持修繕費及び道路照明台帳更新・管理費 道路照明施設維持修繕費及び道路照明台帳更新・管理費は、年度毎に当該年度に実施した全施設維持修繕業務の内容を基に設計変更を行い、当該設計変更金額に合わせて原契約との差額を精算して、各支払期に支払う。																						
28	添付6 事業費の算定及び支払い方法	9		3. 施設維持修繕業務費及びその他の費用の物価変動に基づく改定 (3) 改定方法 ①改定指標表内	巡回費 道路照明台帳更新・管理費 <table><tr><th>費目</th><th>業務科目</th><th>使用する指標</th></tr><tr><td rowspan="2">施設維持修繕業務費</td><td>巡回費</td><td>「企業向けサービス価格指数」：土木建築サービス（消費税を除く基本分類指数） （物価指数月報：日銀調査統計局）</td></tr><tr><td>道路照明台帳更新・管理費</td><td></td></tr><tr><td>その他費用</td><td>その他の費用</td><td>「企業向けサービス価格指数」：その他の専門サービス（消費税を除く基本分類指数） （物価指数月報：日銀調査統計局）</td></tr></table>	費目	業務科目	使用する指標	施設維持修繕業務費	巡回費	「企業向けサービス価格指数」：土木建築サービス（消費税を除く基本分類指数） （物価指数月報：日銀調査統計局）	道路照明台帳更新・管理費		その他費用	その他の費用	「企業向けサービス価格指数」：その他の専門サービス（消費税を除く基本分類指数） （物価指数月報：日銀調査統計局）	巡回費 <table><tr><th>費目</th><th>業務科目</th><th>使用する指標</th></tr><tr><td rowspan="2">施設維持修繕業務費</td><td>巡回費</td><td>「企業向けサービス価格指数」：土木建築サービス（消費税を除く基本分類指数） （物価指数月報：日銀調査統計局）</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>その他費用</td><td>その他の費用</td><td>「企業向けサービス価格指数」：その他の専門サービス（消費税を除く基本分類指数） （物価指数月報：日銀調査統計局）</td></tr></table>	費目	業務科目	使用する指標	施設維持修繕業務費	巡回費	「企業向けサービス価格指数」：土木建築サービス（消費税を除く基本分類指数） （物価指数月報：日銀調査統計局）			その他費用	その他の費用	「企業向けサービス価格指数」：その他の専門サービス（消費税を除く基本分類指数） （物価指数月報：日銀調査統計局）
費目	業務科目	使用する指標																										
施設維持修繕業務費	巡回費	「企業向けサービス価格指数」：土木建築サービス（消費税を除く基本分類指数） （物価指数月報：日銀調査統計局）																										
	道路照明台帳更新・管理費																											
その他費用	その他の費用	「企業向けサービス価格指数」：その他の専門サービス（消費税を除く基本分類指数） （物価指数月報：日銀調査統計局）																										
費目	業務科目	使用する指標																										
施設維持修繕業務費	巡回費	「企業向けサービス価格指数」：土木建築サービス（消費税を除く基本分類指数） （物価指数月報：日銀調査統計局）																										
その他費用	その他の費用	「企業向けサービス価格指数」：その他の専門サービス（消費税を除く基本分類指数） （物価指数月報：日銀調査統計局）																										
29	添付6 事業費の算定及び支払い方法	11	3	第5 入札価格及び落札価格との関係	入札価格は、事業費を構成する施設更新費（出来高部分払分）、施設更新費（割賦原価）、割賦手数料、施設維持修繕費（道路照明施設維持修繕費を除く）、その他の費用全ての見積価格の合計（税抜）とする。	入札価格は、事業費を構成する施設更新費（出来高部分払分）、施設更新費（割賦原価）、割賦手数料、施設維持修繕費（道路照明施設維持修繕費及び道路照明台帳更新・管理費を除く）、その他の費用全ての見積価格の合計（税抜）とする。																						

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後																																																																																				
30	添付10 見積参考資料	資料73枚目		(施設維持修繕業務) 定期巡回(夜間)	(名称)電工 (備考)夜間割増0.25 (名称)一般運転手 (備考)夜間割増0.25 <table><tr><th colspan="2">・定期巡回(夜間)</th><th colspan="4">1時間当たり</th></tr><tr><th>名 称</th><th>規格</th><th>単 位</th><th>算 出 式</th><th>数 量</th><th>備 考</th></tr><tr><td>電工</td><td></td><td>人</td><td>1 人 ÷ 8 時間</td><td>0.125</td><td>夜間割増0.25</td></tr><tr><td>一般運転手</td><td></td><td>人</td><td>1 人 ÷ 8 時間</td><td>0.125</td><td>夜間割増0.25</td></tr><tr><td>3tバン燃料</td><td>乗車定員5名 排気量1.5L</td><td>h</td><td>運転1時間当り換算燃料額</td><td>1</td><td>業者持込</td></tr><tr><td>ガソリン</td><td>レギュラーガソリン</td><td>L</td><td>56kW × 0.049L/kWh = 2.74L</td><td>2.7</td><td></td></tr><tr><td>諸経費</td><td>まるめ</td><td>式</td><td></td><td>1</td><td></td></tr></table>	・定期巡回(夜間)		1時間当たり				名 称	規格	単 位	算 出 式	数 量	備 考	電工		人	1 人 ÷ 8 時間	0.125	夜間割増0.25	一般運転手		人	1 人 ÷ 8 時間	0.125	夜間割増0.25	3tバン燃料	乗車定員5名 排気量1.5L	h	運転1時間当り換算燃料額	1	業者持込	ガソリン	レギュラーガソリン	L	56kW × 0.049L/kWh = 2.74L	2.7		諸経費	まるめ	式		1		(名称)電工 (備考)夜間(基準額×1.5) (名称)一般運転手 (備考)夜間(基準額×1.5) <table><tr><th colspan="2">・定期巡回(夜間)</th><th colspan="4">1時間当たり</th></tr><tr><th>名 称</th><th>規格</th><th>単 位</th><th>算 出 式</th><th>数 量</th><th>備 考</th></tr><tr><td>電工</td><td></td><td>人</td><td>1 人 ÷ 8 時間</td><td>0.125</td><td>夜間(基準額×1.5)</td></tr><tr><td>一般運転手</td><td></td><td>人</td><td>1 人 ÷ 8 時間</td><td>0.125</td><td>夜間(基準額×1.5)</td></tr><tr><td>3tバン燃料</td><td>乗車定員5名 排気量1.5L</td><td>h</td><td>運転1時間当り換算燃料額</td><td>1</td><td>業者持込</td></tr><tr><td>ガソリン</td><td>レギュラーガソリン</td><td>L</td><td>56kW × 0.049L/kWh = 2.74L</td><td>2.7</td><td></td></tr><tr><td>諸経費</td><td>まるめ</td><td>式</td><td></td><td>1</td><td></td></tr></table>	・定期巡回(夜間)		1時間当たり				名 称	規格	単 位	算 出 式	数 量	備 考	電工		人	1 人 ÷ 8 時間	0.125	夜間(基準額×1.5)	一般運転手		人	1 人 ÷ 8 時間	0.125	夜間(基準額×1.5)	3tバン燃料	乗車定員5名 排気量1.5L	h	運転1時間当り換算燃料額	1	業者持込	ガソリン	レギュラーガソリン	L	56kW × 0.049L/kWh = 2.74L	2.7		諸経費	まるめ	式		1	
					・定期巡回(夜間)		1時間当たり																																																																																			
名 称	規格	単 位	算 出 式	数 量	備 考																																																																																					
電工		人	1 人 ÷ 8 時間	0.125	夜間割増0.25																																																																																					
一般運転手		人	1 人 ÷ 8 時間	0.125	夜間割増0.25																																																																																					
3tバン燃料	乗車定員5名 排気量1.5L	h	運転1時間当り換算燃料額	1	業者持込																																																																																					
ガソリン	レギュラーガソリン	L	56kW × 0.049L/kWh = 2.74L	2.7																																																																																						
諸経費	まるめ	式		1																																																																																						
・定期巡回(夜間)		1時間当たり																																																																																								
名 称	規格	単 位	算 出 式	数 量	備 考																																																																																					
電工		人	1 人 ÷ 8 時間	0.125	夜間(基準額×1.5)																																																																																					
一般運転手		人	1 人 ÷ 8 時間	0.125	夜間(基準額×1.5)																																																																																					
3tバン燃料	乗車定員5名 排気量1.5L	h	運転1時間当り換算燃料額	1	業者持込																																																																																					
ガソリン	レギュラーガソリン	L	56kW × 0.049L/kWh = 2.74L	2.7																																																																																						
諸経費	まるめ	式		1																																																																																						